

令和8年度（4月1日付）任用 埋蔵文化財調査員（帯広市会計年度任用職員特殊業務員Ⅱ） の募集（職種、勤務条件等）について

- 受付期間 令和8年3月3日（火）から3月10日（火）まで 受付時間：午前8時45分から午後5時30分 ※3月9日を除く（休館日のため）
- 申込方法 上記期間内に、**市販の履歴書（自筆）**及び**作文（自筆）**を持参のうえ 帯広百年記念館（緑ヶ丘2番地）へお申し込みください。
※郵送の場合：3月10日（火）必着
＝履歴書に関する注意事項＝
①志望動機記入欄のある履歴書を使用し、「志望動機」を必ず記入してください。
②必要資格等は、履歴書に必ず明記してください。
③提出いただいた履歴書は返却しません。
- 面接試験日 令和8年3月12日（木） 午前11：00から
- 試験会場 帯広百年記念館 2号室（帯広市緑ヶ丘2番地）
⇒当館から面接のご案内はいたしませんので、応募された方は時間までにご参集ください。ただし、**自筆の作文の提出**がない方は受験できません。
- 任用期間 任用期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間ですが、**勤務状況等が良好であれば**、さらに1年間再度任用することができます。
なお、下表、再度任用上限回数『1回まで』とあるのは、最長で通算2年目の年度末日までの勤務を上限とするものです。
- 応募資格 ①『必要資格等』を満たしている方。②市税等に滞納のない方。
③地方公務員法第16条に該当しない方（以下地方公務員法第16条抜粋）※該当する方は申込できません。
・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・帯広市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年経過しない者
・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またこれに加入した者
なお、日本国籍を有しない人は、採用後において公権力を行使する業務又は公の意思形成への参画に携わる職に従事することはできません。
- その他 合格者については、3月26日（木）までに健康診断書、年金手帳、雇用保険被保険者証のほか雇用証明書を提出していただきます。

★作文のテーマについて★

『地方自治体の埋蔵文化財発掘調査』と題して、自己の知識や経験等に基づく意見を織り交ぜた400字程度

※作文は自筆（ワープロ不可）です。

※期日までにこの作文の提出がない場合は、面接試験を受けることができませんのでご注意ください。

=問合せ（送付）先=

080-0846 帯広市緑ヶ丘2番地
帯広百年記念館

博物館係宛 TEL 0155-24-5352

募集内容

職種 (所属課)	報酬額	再度任用 上限回数	募集 人数	勤務時間	加入保険	主な業務内容	必要資格等
職種：特殊業務員Ⅱ（埋蔵文化財調査員） 所属：百年記念館 勤務場所：埋蔵文化財センター	月額 169,900円～ 224,500円 (一定の要件を満たした場合、期末・勤 勉手当、通勤手当 あり)	1回 まで	1名	週35時間勤務 ・8:45～17:30の間で7時間程度（火～土曜日） ※休憩60分 ※勤務時間は採用者と調整の上、決定 ※月曜日が祝日の場合は変更あり ※祝日の翌日（土・日曜日の場合を除く） ※発掘調査期間（9～10月）は、1日3時間程度時間外勤務あり ※発掘調査で年数回休日勤務あり（振替又は始業及び終業時 間の変更で対応）	健康保険 厚生年金 雇用保険	・埋蔵文化財発掘調査及び整理・報告書 刊行に係る業務 ・埋蔵文化財の保護に係る業務 上記業務に埋蔵文化財調査員として従事 する。	・普通自動車運転免許 ・パソコンの基礎的な操作（事務文書や表、 グラフの作成、簡単な関数の使用等）ができ ること ・考古学に関する専門的な知識を有し、埋蔵 文化財発掘調査及び整理・報告に係る業務 に調査員又は調査補助員として従事した経 験を有する人